

令和6年度第7回石垣市教育委員会9月定例会会議録

日時 令和6年9月27日(金)

午後2時00分開会

午後3時10分閉会

場所 石垣市役所2階 大会議室3

出席者 【教育長及び教育委員】

教 育 長	崎 山 晃
教 育 長 職 務 代 理 者	南 和 秀
委 員	金 城 綾 子
委 員	浦 崎 美 紀 子
委 員	新 里 裕 樹

【教育委員会事務局等職員】

教 育 部 長	翁 長 致 純
教 育 総 務 課 長 兼 博 物 館 長	仲 間 千 加 史
学 務 課 長	多 宇 直 之
学 校 教 育 課 長	上 原 太 郎
い き い き 学 び 課 長	羽 地 学
文 化 財 課 長 兼 市 史 編 集 課 長	大 濱 憲 二
図 書 館 長	後 呂 明 美
給 食 セ ン タ ー 長	新 盛 克 典
教 育 総 務 課 企 画 調 整 係 長	大 浜 信 宏
教 育 総 務 課 企 画 調 整 係 主 任	王 滝 陽 子

傍 聴 人 報道関係者1名(八重山毎日新聞)

議事

(1) 議案第35号 財産の取得について(追認)

崎 山 教 育 長	みなさんこんにちは。これより、令和6年度第7回石垣市教育委員会9月定例会を開会します。はじめに、会議の傍聴についてお諮りしたいと思います。石垣市教育委員会会議規則第7条に「会議は、公開とする。ただし、人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で会議を非公開とする議決があったときは、これを公開しないことができる。」と規定されています。なお、予算に関する議案につきましては、議会前の提案ということもありますので一部非公開とします。傍聴人の方は石垣市教育委員会会議傍聴人規則に定める傍聴人の遵守事項を遵守していただきますようよろしくお願いします。次に会議録の承認についてであります。前回の令和6年度「第6回8月定例会」の会議録について質疑・訂正等がありますでしょうか。
南教育長職務代理者	3ページ私の発言のところ、下から10行目の部分、教科用図書の採択を承認しましたではなく、採択を行いましたとしてください。また2行下の2学期私事的となっておりますが、支持的に修正をお願いします。
崎 山 教 育 長 金 城 委 員	他にはよろしいですか。 4ページの上から3行目で、特に今年は指導教育とのコンタクトが良くというのを、指導体制のコンタクトが良くという風にして直していただければと思います。
崎 山 教 育 長 各 委 員	他よろしいでしょうか。 はい。
崎 山 教 育 長 各 委 員	それでは8月定例会の会議録を訂正のうえ承認としてよろしいでしょうか。 はい。
崎 山 教 育 長 各 委 員	では次に今回の会議録署名人について、今回は南委員と新里委員を指名します。よろしいでしょうか。 はい。
崎 山 教 育 長 各 委 員	次に一般報告に入ります。質疑応答は全員の報告の後にまとめてお願いします。まず南委員よろしくをお願いします。
南教育長職務代理者	はい、報告します。9月7日、第39回沖縄県少年の主張八重山地区大会に出席しました。8名の中学生の主張を聞かせていただき、中学生らしいまっすぐな主張でした。報告は以上です。
崎 山 教 育 長 金 城 委 員	ありがとうございます。次に金城委員お願いします。 はい、報告します。1点目は、8月31日、とうばら一まの歌詞の部の審査がありました。今年度から、中学生の部の審査、大人の部の審査に分かれて審査を行いました。中学生の部の審査を別に定め、今、私たちは、次の世代を育てていく方向性やスマムニという貴重な財産を未来へつなぐ役目をしなければならぬ時が来たと切に思いました。ご理解いただきありがとうございます。2点目です。9月7日は、第39回少年の主張八重山地区大会は、竹富町役場大会議室でありました。久しぶりの少年の主張大会が、参加者も少なく、こじんまりとした大会で、せつかくの中学生の主張をもっと多くの方々に聞いてもらいたいなと思います。 今朝の新聞にはその大会の様子が載っていて、温かい気持ちになりました。以上です。
崎 山 教 育 長 浦 崎 委 員	ありがとうございます。次に浦崎委員お願いします。 はい、報告します。今月は今日の定例会以外に何も行くべきところがありませんでした。ただ1つ、8月30日に女性支援新法が施行されるということで、特別講座が那覇でありましたので、それに参加いたしました。以上です。

崎 新	山 里	教 委	育 員	長	はい、次に新里委員お願いします。
				委員	はい、報告いたします。私も9月7日少年主張大会に参加してきました。こちら、本当に中学生らしい感受性豊かなまっすぐな今中学生が伝えたいことについて聞かせていただいて、午後1時30分から午後4時30分までの長丁場だったんですけど、本当にあつという間でした。1つ1つのストーリーを聞かせていただいて、とても心がワクワクするような大会でした。ぜひこの次の大会でもいい結果を残してほしいと応援してるところでございます。そして、今日の定例会となります。以上となります。
崎	山	教	育	長	ありがとうございました。次に、教育長の日程報告です。 (教育長日程報告 令和6年8月28日～令和6年9月27日) それでは、先程の各委員の報告について、質疑はありますか。 よろしいでしょうか。 続いて議事日程の決定についてですが、議事日程については、原案どおりとしてよろしいですか。
各		委		員	はい。
崎	山	教	育	長	ありがとうございます。それでは、議事に入ります。議案第35号『財産の取得について(追認)』事務局より提案、説明をお願いします。
学		務	課	長	提案・説明
崎	山	教	育	長	ただいまの提案、説明について、質疑はありますか。
浦	崎	委		員	契約金額がざっと見ると毎年1000万近く変化してると思います。 例えば指導用図書の冊数や、どこに何校に配られたかということもわかりますか。
学		務	課	長	今回3件のうち1番古い平成27年度のものですが、こちらについては書類の保存年限が5年となっていることからもう残っていないため詳細については不明です。令和2年度は1884冊、令和6年度は1300冊と冊数は減っていますが、令和6年度からデジタル教科書が新たに導入されたことによって契約金額は上がっています。
崎	山	教	育	長	教科書、指導書以外に教師用のデジタル教科書が増えてきて、令和2年度あたりからデジタル教科書もあったと思うんですけど、令和6年度にはデジタル教科書が全8か9教科に増えています。
浦	崎	委		員	わかりました。ありがとうございます。
崎	山	教	育	長	はい、他ご質問よろしいですか。
新	里	委		員	確認なんですけれども、今のご説明で議案をあげた経緯はわかりましたが、問題になってるのが、やはり2000万以上の契約金なのに議会にかからず購入したということでしょうか。随意契約だからまづかったという訳ではなく、2000万以上の契約を議会に諮らずに行ったことに対してダメだったということでしょうか。
学		務	課		はい、2000万以上の財産にも関わらず、議会にあげていなかったことです。その理由としては、財産という認識ではなく消耗品という認識だったから議会にあげていなかった。
新	里	委		員	承知しました。ちょっと確認でした。今後は2000万以上のものはしっかりと手続きを進めたいと思います。よろしくお願いします。
崎	山	教	育	長	全国的に他の市町村でも書籍は消耗品という考えで行っていましたが指導用図書は財産の扱いだったとのことです。
南	教	育	長	職務代理者	指導書が財産になるんですか。
学		務	課	長	そうですね。財産の扱いで、なおかつ今回2000万を超えたので本来であれば議会にあげるべきものであったらろう財産という扱いのようです。

浦 崎 委 員 学 務 課 長	財産という事は処分するときもそれなりの手続きが必要ということですか。市長部局と共通の考え方を持っていくということで、その処分をする時には同じ対応をしていきます。
南 教育長職務代理者 学 務 課 長	教科書は4年ごとに改定しますが、そしたら4年ごとに購入と廃棄がなされるのですか。
南 教育長職務代理者 学 務 課 長	ただ、廃棄についてはどのような手続きが必要なのか、今後市長部局と連携しながら同じ考え方で取り扱うということで、今はまだ結論は出ていないです。もう1点いいですか。小学校がこれだけ、中学校は2000万を超えてないでしょうか。
学 務 課 長	大体1500万前後で超えていないです。
崎 山 教 育 長 各 委 員	ただ、次年度はもしかしたらデジタル教科書が入ってくるので、超える可能性があると思います。その際はしっかりと議会にあげていきます。
崎 山 教 育 長	他によろしいでしょうか。
各 委 員	(なし。)
崎 山 教 育 長	はい、それでは議案第35号『財産の取得について(追認)』は、承認としてよろしいですか。
各 委 員	はい。
崎 山 教 育 長	次にその他についてですが事務局よりその他報告はありますか。
教育総務課長兼博物館長	はい。今回、その他についての報告は3件ございますので学校教育課から報告いたします。
学 校 教 育 課 長	(配布資料に基づき報告)
崎 山 教 育 長	さきほどの報告についてご質問ございますか。
南 教育長職務代理者	不登校の子供をどういう風な状況で学習して、どういう風な毎日を過ごしてるかというのを把握しないと評価できないような形になってきてますね。前は相対的評価だったので、テスト受けてないとかで評価できたが、今後はその様な形で評価できない。しかも、文章で記述するとなると、担当する教師にとっては大変厳しいものになるという気がします。しかし、子供たちの評価を簡単に0とか1とか2などで評価してもいけないとも思います。本当に家庭との連携、または関係機関との連携が大切になると、学校の中では、先生方の情報の共有、子供たち1人1人に対する見取りの情報の共有が大切になる気がします。
浦 崎 委 員	不登校児童の評価ですが、あやばに学級や青少年センターに行ける子はいいんですが、そこさえもいけない子の評価はどうなるのでしょうか。
学 校 教 育 課 長	はい、今、委員が懸念されてるように、今もそのような子が出現してきています。その子供たちの保護者や担任の先生がなんとか頑張って連携して、学校から提供されたものを取り組んでいます。学校側はその成果物を受けて、絶対評価ですので、それで、80点取れば、評価5まではいかないですが、2や3などの評価をつけています。現在そのような子がたくさんいるので、やはり明確な基準を設ける意味で示しています。家庭で勉強してる子、あと、N中など学校教育法上の学校ではないところに通い出してる子も複数人います。
浦 崎 委 員	その子たちも、そこでやってる評価内容を提出すれば、今は認められるようになってますが、その子たちも省いて、もうお家でしかいけない子の扱いがとても心配です。
学 校 教 育 課 長	今、民間施設等と記載しているのは、民間施設等の等には、家庭の人も含まれるわけです。なので家庭としっかり連携取れて、学校から学習材が届いて、おじいちゃん、おばあちゃん、お母さん、お兄ちゃん、お姉ちゃん等家族の誰かが側にいて、それを学校に届けてくれて、学校の方で確認をして、一定の学習の定着が確認できれば、しっかりそちらに反映していきましようということですよ。

浦 崎 委 員	わかりました。ありがとうございます。
崎 山 教 育 長	ある意味では、この家庭にいる時に、本当に出席扱い対象となるような取り組みをしてるか、だらだらと遊んでるだけだったら、出席扱いをどうするかなどの判断もしないといけません。
浦 崎 委 員	学校、家庭でやってる課題等をちゃんとやって、それを提出すれば評価になるということですよ。
南 教 育 長 職 務 代 理 者	この評価をする場合、やっぱり公平公正性も問われるわけですよ。要するに、家庭で中間テストを自分で行って提出した場合、家庭で監督者がいれば公平公正にできるかもしれないけど、監督者がいない時に教科書見て書いてしまうということも考えられるわけです。ただ、提出すれば意欲は確かにわかりますけども、それをみんなまた含めて同様に評価するわけにいかないと思います。学校で一生懸命勉強してきて、ちゃんと何も見ないで問題を解いた子供たちの評価と、家庭に配布して、家庭からこの回答用紙を回収して評価する。この子供の公平性についてもある程度はまた加味しないといけないのかと。なので教師の判断がものすごく厳しく難しくなるという気はします。しかし、評価はした方がいいとは思いますが。その子の社会的自立を考えると、評価して、中学校はこうやって頑張ってきたことが確実に残った方が、成長していった時の社会的な自立に繋がるだろうと思います。
学 校 教 育 課 長	委員が懸念されてるように、知識、技能の部分と、思考力、判断力、表現力の部分と、主体的に学習に取り組む態度、この3観点で、100点満点構成されるんですけど、知識、技能と思考力、判断力、表現力の部分については、ある程度、ペーパーで分けられると思います。
浦 崎 委 員	でも、以前の不登校児に対することを考えれば、前進ですよ。いろんな方面から評価がなされるっていうことでは明るい話題だという風に思います。難しいところあると思いますが、前進している感じで嬉しく思います。
金 城 委 員	とても隅々まで配慮が行き届いていると感じました。難しいのはやはり点数をつけるような言わば通信簿ですね。またもう1点は指導要録ですね。学習、5ページの上なんですけれども、学習結果のみで評価を行うことのないようにする。それができなかつたら、文面等で努力を肯定的に評価するという風な配慮。そういう風なところまでも記載があるので、子供たちのために、すごくいいと感じました。これが積み重なっていくと、子供たちのいいところや弱点など形成評価となり、子供たちや保護者、教師もそれぞれ理解をしていくといいと思います。必ず指導要領の観点別に当てはまらなくてもいいというものがあるって、本当に個性を尊重し独自の評価の仕方の子供たちのために考えられていると思います。私など昔現場にいたものとしては、こんなところまで考えて実態に応じて作られている思い、本当に教育委員会はよく考えて、現状を把握していることがわかりました。多分、学校側も不登校に対して学校でも読み合わせた際には子供たちのことを本当に考えられていると思うんじゃないかなと私は思います。一生懸命みんな考えてくださってありがとうございました。
崎 山 教 育 長	一応、指針という形で学校に示して、学校の判断基準となるというのは、出席等に関しては校長の判断となります。その柱を作ったということと、南委員からありました我々の今までの視点を、文科省の文章にもあるように学校に登校するという結果の意味だけじゃなくて、社会的自立を目指すという、この子供の将来を見据えて出席扱いの視点を持つということが大きく変わったポイントかなと思ってます。安易に流されることのないように、学校の方でしっかり判断して、本当に評価するためには保護者との連携を取らないといけないことなので大変ではあります。評価対象課題等を配って、家まで持って行って、また助言したりしながら書くんで、そういったところは大変だと思いますけれども

図 書 館 長
崎 山 教 育 長
各 委 員
崎 山 教 育 長
教育総務課長兼博物館長
崎 山 教 育 長
各 課 等 の 長
崎 山 教 育 長
各 委 員
崎 山 教 育 長

取り組んでいきたいと思っております。

他はよろしいでしょうか。

続いてその他報告は図書館よりお願いします。

(報告)

報告に対してご質問はございませんか。

(なし。)

最後に博物館より報告をお願いします。

(報告)

それでは、報告については以上となります。最後に各課報告をお願いします。

(配布資料に基づき報告)

ただいまの報告について、質疑はありますか。

(なし。)

では、これで令和6年度第7回石垣市教育委員会9月定例会を閉会します。皆さまどうもお疲れ様でした。

閉会 午後3時10分